

彼も検舉された。その後ちも又も検舉され前後を通じて拾一年と云ふ牢獄生活で日を過した。筆者は昭和三年の真夏どき彼とエンコで逢つた切り、その後の様子は判らないが、此のベンキヤも今年は六拾五歳になる筈だ。

残食物需給の變遷

明治時代には「ダイガラ」貰ひと唱へて吉原遊廓へ午前二時頃と同拾時前後に二回づゝ毎日幾人かで組を成して貰ひに妓樓で嫖客に出す酒肴を臺の物と云ふ。此の臺の物の喰ひ残りを「臺がら」と云ふやうになつた。その昔の頃に「ダイガラ」と唱へたのは、吉原のダイガラ貰ひと唱へたもので、斯る残食物を貰ふものに二種あつて、その一つは吉原に近い細民街から、貧しい人達が貰ひにくる。之は概ね真夜中の曲輪言葉で云ふ大引の午前二時頃を覗つて、妓樓だの臺屋「仕出屋」の裏口に佇むでコツそり貰つて歸る。もう一つは時刻になると浮浪者が幾人か組を成して廊内に入込み臺屋又は妓樓からダイガラを貰ふのである。此のルンペソの一群に辨天組と云ふグループがあり、團長は千葉生れの東某と云ふ年の若いルンペソ中の與太者であつたが、此の東は後ち檢舉されたが、兎にかく浮浪の淵に漂ふこと三拾年餘りで、オカンはしなくなつたがドヤモノ（木賃宿）になつた。性來風貌の良いのと辯口に長けてゐるので「一丁や」街でも幅が利き威張つてゐた。筆者は此男を昭和拾一年の師走から翌年の春まで家に入れ働らかせたが、結局、どうしても眞面目になれないで隙を窺つて金を盗むで逃げ去つた。

三 明治時代の保護施設と成績

(イ) 共濟慈善會との事業成績

江戸時代から寄邊なき流離の者が浮浪の巣として集まる處は今の淺草公園である、明治時代の中葉頃に此處に浮浪する家なき少年を拾ひ上げて保護を加へる必要から、當時の淺草警察署（現在銀河署）の室田署長その他の人々が發起して、

右二ヶ月間の收容員數及び異動狀況

收容	十五人
雇主から戻されたる者	八人
親類へ引渡	四人
島地へ遣はしたるもの	一人
退所を命じたる者	一人
逃亡せるもの	六人

三月末日現在收容十九人である。

此の私營に關る浮浪兒保護施設も市養育院感化部の擴張その他的事情から、明治三拾七年拾月に至り事業及び資産全部を擧げて市養育院に寄附して遂に共濟慈善會は解散となつた。

明治三拾八年一月市會に於て之を受領することに議決し、同月二拾九日引継を了せり、寄附に關る家屋金品は左の如き。
金八百拾八圓七拾七錢 現金
家屋平家、五拾七坪、下家二坪八合二勺、亘り建物六坪七合五勺
表木一柵 拾間

疊建具、寢具、庭樹、書類、學校用品書籍等若干

(ロ) 善根宿と其の事業成績

明治時代に於て經世家又は家教家の間に浮浪者問題に深く關心を喚びやうになつたのは、今から約四拾年前からである

而して篤志家によつて浮浪者の救護施設が具現したのは、彼の日露戰役の起る四年前、即ち、明治三拾三年であつて、當

時大草恵實四恩瓜生會その他の有志發起となり、無料宿泊所の設立が企てられたが、其の事業の趣意書及び方法等を記録に據つて見ると（一）貧窮にして家もなく悲境に在る者を無料を以て宿泊させる（二）貧兒、孤兒、迷兒及び扶養者なき病人等は市の養育院、孤兒院又は施療院に入院させる（三）宿泊者にして職業なき者には職業を紹介する（四）宿泊券は各警察署及び慈善家へ配付して置き、實際困難と認めたる者に交付し宿泊所に到らしむ（五）飲酒したる者は宿泊をさせない（六）経費は篤志家の寄附金を以て之に充つ（七）僧侶を聘して宿泊者に修身上の法話を聽聞さす。

以上の趣意と方法によつて、明治三拾三年五月に淺草區神吉町六番地に「善根宿」と稱し無料宿泊所が設けられ、幹事に安達憲忠、大草恵實、主任高橋健作の諸氏が任じ此の善根宿は開始された。其の當初一ヶ年間の事業成績は左の如くである。

不具躰疾幼者病人等にして市養育院へ入院の手續を取計ひたるもの

三八人

幼少者を福田會その他へ入院せしめたるもの

六

警察署に引渡したるもの

二

宿泊のみの者

一八八、九

合計

三〇二、一

此の善根宿と其経費は當初一ヶ年約四百八拾圓を要してゐる。收入は固定的寄附年額二百四拾圓にして此の以外は一般の有志者からの寄附金に依つたのである。而して後ち此の善根宿は淺草區松葉町二拾九番地に移転した。

然るに此の善根宿は年一年と利用者多く擴張の要に迫つたので、遂に共濟慈善會が市養育院へ寄附せる本所區若宮町所の建物一切を市養育院より善根宿へ條件を附し、明治三拾八年三月拾日を以て貸與したので淺草區松葉町に在りたるもの此處に移して、無料宿泊の施設を擴大し大正拾二年九月の大震火災まで其の事業を營むでゐた。東廳南卑社と稱する收容所を設け同四拾三年現在收容者五拾八人であったが、昭和七年には百拾七人を收容し、相當の成績を擧げてゐる模様である。

五 警視廳浮浪者收容施設の整備

明治三拾九年律令第三號による。臺灣浮浪者取締規則を以て、知事、廳長は一定の住居又は生業を有せずして公安を害し、又は風俗を紊るものありと認むる本島人に對して、その定住又は就業を戒告することを得。此の戒告を受けて尙ほその行狀を改めざる者に對しては總督の認可を受け、其の定住又は就業を命令し必要なる拘束を加へて之を定住地又は強制就業執行地に送致することを得るのである。明治四拾一年には加路蘭と父燒島とに（一）臺東岩瀬浮浪者收容所（二）臺東廳南卑社と稱する收容所を設け同四拾三年現在收容者五拾八人であったが、昭和七年には百拾七人を收容し、相當の成績を擧げてゐる模様である。

結言

浮浪者となる原因に就ては前章に於て説けるが如く、個人的關係と家庭及び社會的關係の各缺陷に因るものと更に經濟事情の關係など其の原因は種々であるが、一度び浮浪の境遇に陥ると、殆ど野蠻時代の原始的生活と同様に眠むるに定まる家はなく、公園その他の場所で夜を徹すると云ふ所謂野宿者さへある。斯の如く野宿をなすまでに行詰つた浮浪者に關する調査の結果を見ると、その半數までは疾病不具その他の肉體的缺陷による不健康者であり、亦彼等の出生地を調べ

るとその七割までは東京以外の地方出生者で、此の地方出生者の上京せる目的は概ね求職のためであつて、即ち、國內人口の大都市集中は都市に據つて生業を營もうと云ふ經濟的關係に所以するのである。然るにその目的に齟齬を來し職業に就き得ないもの、或は稼穡の途に就ても、偶々疾病に罹りその職を離れるもの、或は賃金低廉のために窮迫の場句は浮浪に陥るものなど、惟ふに經濟的事情から落伍せるものも却々に多い。

斯うした經濟的事情から浮浪に陥つた者も、浮浪の淵に永く漂ふと何時とはなく浮浪の習性が募り、遂には勤勞を厭ひて乞食貰ひだの又は不良の行爲によつて不生產的の生活を爲し、順に向上心を失ひ哀れにも社會の異分子として世の中の暗黒面に存在する果敢ないものとなる。

尙ほ、個人的關係の中の精神的缺陷に因るもの、言ひ換へれば心懸けの良くないもの、怠惰、犯罪等に由り社會から剝離出されて浮浪に陥つた者も少なくない。斯る類ひのものは、浮浪は罪惡の母なりと云ふ諺言を如實に現はせるもので、彼等が直接に或は間接に生み出す罪惡は尠小ではないのである。

處で、社會一般の此の無宿浮浪者に對する態度を觀ると、動ともすれば無關心に傾むき勝ちである。現に本邦に於ける此の方面の對策の如きも、警察的取締を指いては他に是れと云ふ適切なる處置が施こされてゐない。尤も、斯る浮浪者の中には行旅病人取扱法に該當する者が出て、本法に依り救助されし者もあらう。然し、それは概ね路傍に倒れた病める浮浪者であるから、後には此の行旅病人取扱法から救護法へ振り替へとなるであらう。然しながら調査の結果に依ると無宿浮浪者の數は多く、そうして其の半數までが不健康者であるのに曾て行旅病人取扱法によつて救はれたと云ふ者は割合に少數であつて、今回の本調査を行ふに當り被調査者に向つて將來の希望を訊すと、第一に救濟を請ふものが比較的に多いのである。

斯る事態から推して觀るも浮浪者の中には救ひに洩れてゐる者のあることは掩ふべからざる事實である。然らば彼等の中には飢餓と凍餒に襲はれ、剩さへ病苦に悩む者が能動的に公けの救護を請ふものがあらう乎、其れは疾病不具老衰など

で救護法に該る者でも拾人が拾人まで自からそれを申請するだけの能力もなく機會を捉らへることも出來ないで、何時も流轉の波に漂ふのであり、且つ浮浪となつては住居不定の者であるから、容易に救護は受けられないと躊躇して日を過すうちに行倒れとなるものがある。

たゞ、輓近幼少年の保護事業が發達したので、少年教護法と少年法に依つて拾八歳以下の年少浮浪者は救はれるので、年端の行かぬ無宿者は漸次にその數が減つて來たのである。

之を要するに彼の無宿浮浪者が飢に悶搔き、犬猫に似たるが如き酷く慘めな生活をなせる姿を眺めては、假令その原因が自體その者の精神的缺陷に因る意志薄弱からであつても、また浮浪の習性に由る道徳的墮落者でも、社會連帶觀念の上からして、更に人道的の見地からしても、其の何れの觀點から考察するも、現代に於ては彼の如き浮浪に漂ふものを其の儘にしては掛けない。加之、彼等の中の幾分はどうしても住居不定の儘で市井を徘徊させることが出来ない。其れは此の浮浪者調査を行つたのは、日支事變が起つてから約五ヶ月を経たる昭和拾二年拾一月であつて本調査に依つて發見された無宿浮浪者の人數は三百六十三人であつたが、此の中で豫後備若くは補充等兵役に關係のある者が幾何かに上つてゐた斯うして宿るに家なき境遇に在る浮浪者でも兵役に關係を有する者があつて、事變下に於ては浮浪者と雖も、啻に看過して流轉の波に漂はせては掛けないのである。

浮浪者を救護しそれを更生させるには劃一的方法と施設に依らないで、時代に順應せる建設的の施設に依らねばならぬ。其れには住居不定の生活困難者のために特殊な人事相談所を設け官公署及び方面委員と連絡關係を結び、斯くして宿泊その他の救護を施こし、亦、鑑別機關を設けて身心の検査を行ひ、惡徳浸潤又は怠惰等のものは矯正院の如き機關を設け之が施設に收容し、労働能力を有する者は是又特殊の施設に收容して、紀律の習性を培ひ勞務の訓練を施こし漸進的に更生の途を開く等、かくの如き方法と施設に依つて、第一に浮浪に陥るものを防止し、第二に浮浪に漂ふものを更生させるのが妥當であらうと思惟るのである。

昭和十四年二月十五日 印刷
昭和十四年二月二十日 発行

東京市社會局

印刷者 東京市麹町區麹町三ノ十二
廣安興三右衛門

印刷所 東水印

東京市麹町區麹町三ノ十二

ので、

私令その
巡帶觀

